政策統括官（共生・共助担当）

年齢・障害等に関わりなく安全・安心に暮らせ（共生）、互いに支え合う（共助）社会の実現に資するビジョン、目標、施策の方向性を、政府の基本方針（大綱や計画など）として定め、政府一体の取組として強力に推進しています。

- 参事官（総括担当）
- 参事官（総合調整担当）
- 参事官（青年国際交流担当）
- 参事官（高齢社会対策担当）
- 参事官（障害者施策担当）
- 参事官（交通安全対策担当）
- 参事官（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当）
- 参事官（共助社会づくり推進担当）
- 休眠預金等活用担当室

Cabinet Office

青年国際交流

日本と世界各国の青年の交流を通じ、国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーを育成することを目的に、青年国際交流事業を実施しています。

具体的には、航空機による派遣・招へい又は船による多国間交流を行う５事業（国際社会青年育成事業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業）があります。

事業に参加した日本青年は 18,000 人を超え、事業で得た成果を社会へ還元するため、様々な社会貢献活動を活発に行っています。

青年国際交流事業

高齢社会対策

高齢社会対策基本法に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として高齢社会対策大綱を作成し、高齢社会対策の総合的な推進を図るとともに、毎年度高齢社会白書を作成しています。

また、高齢社会対策に関する調査研究、エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介や高齢社会フォーラムの開催等による国民に対する広報・啓発活動を行っています。

令和５年版高齢社会白書

エイジレス章・社会活動事例の受章事例

障害者施策

■　障害者施策の総合的・計画的な推進

障害の有無にかかわらず、全ての国民が互いに尊重し理解し合える「共生社会」を実現するため、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を策定し、同基本計画に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、障害当事者等により構成される「障害者政策委員会」において、その実施状況を監視しています。

■　障害を理由とする差別の解消の推進

障害者に対する「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供等について定めた「障害者差別解消法」に基づき、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体と連携しつつ、障害者差別の解消に向けた各般の取組を推進しています。

■　障害者に対する理解の促進

障害者基本法では、毎年 12 月 3 日～9 日を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に国及び地方公共団体が、民間団体等と連携協力を図りながら、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する様々な広報啓発の取組を集中的かつ包括的に実施しています。

令和５年度「障害者週間」関係表彰式
（主催者挨拶をする加藤鮎子内閣府特命担当大臣）

バリアフリー・ユニバーサルデザイン施策

■　バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦やこども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、毎年度、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による表彰を行い、その優れた取組の普及・啓発を進めています。

■　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、毎年度公表しています。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰　表彰式

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進

■　理解増進施策の総合的・計画的な推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会を実現するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究等を実施するとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする基本計画の策定に取り組んでいます。

■　理解増進施策の総合的・効果的な推進

関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営を通じ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。

交通安全対策

■ 交通安全対策の推進

交通の安全に関する施策の大綱である交通安全基本計画を作成し、関係省庁等と連携して各種施策を強力に推進しています。現行の第 11 次計画では、令和 7（2025）年までに、年間の 24 時間死者数を 2,000 人以下とし、世界一安全な道路交通を実現すること等を目標としています。

■ 全国交通安全運動等

交通事故防止の徹底を図ることを目的とし、行政、関係機関、民間団体等が連携して、全国交通安全運動を年 2 回実施しています。このほか、交通安全フォーラムの開催等の交通安全普及啓発活動や交通安全ボランティア等の育成等を行っています。

令和 5 年度に沖縄県と共同開催した交通安全フォーラム

特定非営利活動法人（NPO 法人）制度

特定非営利活動促進法（NPO 法）は、特定非営利活動を行う団体に法人格（NPO 法人）を付与することで、ボランティア活動等の市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を促進するものです。NPO 法施行後 25 年が経過し、NPO 法人は約 5 万法人、そのうち税制上の優遇措置がある認定・特例認定 NPO 法人は 1,200 法人を超え、その役割はますます重要になっています。内閣府では、これらの制度の普及などに取り組んでいます。

ＮＰＯ法人の活動分野（２０分野）

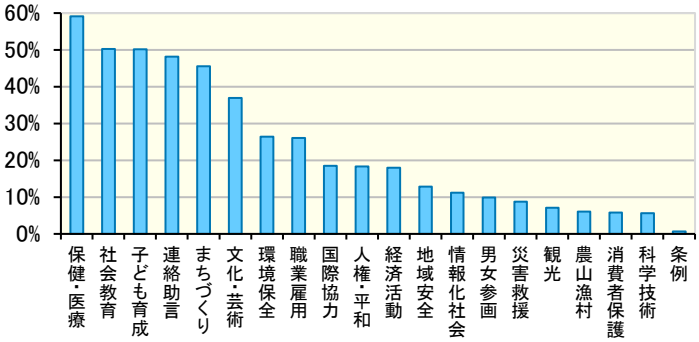

注）令和５年９月末時点。
１つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は 100%にならない。

休眠預金等活用制度

休眠預金等活用制度とは、休眠預金等活用法に基づき、10 年以上取引のない預金等（休眠預金等）を活用し、子ども及び若者への支援、生活困難者支援、地域活性化等支援の 3 分野で、民間の公益活動を支援するものです。

令和 5 年に休眠預金等活用法が改正されたことにより、これまでの助成事業に加えて、新たな支援制度として、①人材・情報面からの非資金的支援のみを行う「活動支援団体」の創設、②新たな資金提供手法としての「出資事業」が始まりました。

内閣府では、本制度の円滑な運用に向けた環境整備や制度の普及・発信等に取り組んでいます。